

1 事業承継における自社株の取扱い

後 宏治 (うしろ こうじ)

プロフィール

1989年早稲田大学政治経済学部卒業。1992年公認会計士登録。1995年税理士登録。2005年筑波大学大学院博士前期課程ビジネス科学研究科企業法学専攻修了。2006年税理士法人UAPを設立しパートナー就任。

【主要著書】『守りから攻めへの相続対策実務Q&A』『中小企業のための会社分割の実務と手続き一切』などの他、執筆論文に第29回日税研究賞入選論文「相続税法における種類株式の評価」等多数

1 事業承継の意義と内容

事業承継とは、主として中小零細の非上場会社等が、会社の経営を後継者に引き継がせることをいう。

事業承継は、後継者が誰かにより、①親族内承継、②役員・従業員への承継、③M&A等による外部への承継、の三つに分かれる。

中小企業基盤整備機構の最近の調査で事業の承継についてどのように考えているかにつきアンケートを採ったところ、①の親族への承継が40.2%で最も比率が高く、次いで②の役員・従業員への承継(14.3%)が続く。以下、「明確に決まっていない(28.8%)」、「廃業しようと考えている(7.8%)」との結果がでている⁽¹⁾。また、同調査によると、後継者(又はその予定者)は、経営者の「子ども」が71.3%で最も比率が高くなっている⁽²⁾。

この調査に示されるように、事業承継実務の案件では、圧倒的に①親族内承継(特にその子供への承継)が多い。

また、事業承継には二つの異なる内容があるとして一般に説明されている。すなわち①経営

そのものの承継と②自社株式を中心とする事業用資産の承継の二つである。

前者は、業務知識や経験・人脈を経営者から引き継いで、対外的には、新規取引先の開拓や既存取引先・金融機関との関係を維持し、対内的には、役員や従業員から支持・理解を得てリーダーシップを発揮できるようにすることであり、後者は、事業の承継に不可欠な資産である自社株式を後継者に引き継がせることであるが、税務会計実務において相対的に重要なのは後者の自社株式の承継問題である。

そこで本稿では、①の親族内承継における自社株式の取扱いに議論を絞り、現在の事業承継における問題点を整理し、相続税改正の方向性を踏まえてその対策を説明し、対策実行時の留意点について述べる。

2 事業承継の問題点とは何か

巷間、相続税によって会社が破綻するといわれることがある⁽³⁾が、それは、以下のように事態が進行することがよく見られるからである。

- ① 後継者に会社の支配権を確保させるため、株式を集中させる必要がある。
- ② 非上場株式には、一般に、流通性がなく、売却もできなければ、借入の担保にもならない。
- ③ 経営者の相続財産に占める株式の割合が高い場合、他の相続人とのバランス上、評価額の大きな株式を取得する後継者には十分な金融資産を相続させることができず、納税資金が不足してしまう。
- ④ 後継者の納税資金まで配慮して分割すると、他の相続人の相続分が相対的に減ってしまうため不平等感が残り、相続人同士の紛争が生ずる。
- ⑤ 事前に対策をしないと後継者は納税資金不足のため借入を行う必要が生じたり、親族間のトラブルに巻き込まれたりする。先代経営者が死亡して会社が大変なときに、経営に集中できず、結果、会社の存続そのものが危機に瀕することになる。

なぜ、このような事態が生ずるのか、それは、後継者が安心して経営を安定的に行うためには、後継者の金銭的なインセンティブを長期的に満足させる必要があり、そのためには、会社の経営権の安定確保の手段として、自社株式を後継者に集中させることにより議決権を支配させることが必須だからである。

会社の支配権を保持しておかないと、株主総会で取締役を解任されることが起こりうることになり、いつ会社経営から切り離されるかいつも心配することにもなる。また、取締役でなくなると、頑張っても成果を上げて自分にも還元されない可能性が高まる。

このように、会社の支配権がないと、後継者は、報われることが少ない不安定な立場に置かれることとなり、頑張っても事業を発展させようとはなかなか考えられなくなる。

ここで注目したいのは、経済価値を生み出す非上場株式の構造である。

まず、非上場株式は誰が保有するかによりその経済価値が変わる。すなわち、非上場株式は、経営に関与しない者が保有する場合にはほぼ無価値であり、取締役として経営に関与する者が保有する場合だけ価値を有する。

この点を理解するためには、経済価値の本質である株主が期待するキャッシュ・フローに注目する必要がある。

流通市場がない非上場株式の株主が「株主として」期待できるキャッシュ・フローは、会社法制上、将来の配当と解散したときの残余財産の分配の二つだけである。

ところが、現実の中小零細の非上場会社等では、税制上不利なため、配当することがほとんどないし、また、解散して残余財産が分配されることもまったく考えられない。したがって、非上場株式は、持っているだけでは何のキャッシュ・フローも生まない財産であるということができる。

では、わが国の非上場会社の株主は、何のメリットがあって株式を保有したいと考えるのだろうか。

それは、「取締役として」期待できるキャッシュ・フローを支配するためである。具体的には、取締役になることで、役員報酬や福利厚生・交際費として収入が期待できるのであるが、取締役としての地位を確保するために、株式が必要なのである。

すなわち、株式を集中して保有することにより、会社の支配権を確保し、株主自らがその会社の取締役となって経営権を把握する。経営権を確保すれば、自分やその家族への役員報酬等の支給も自由となる。損金算入できない配当でキャッシュ・フローを会社から個人に配分するよりは、原則として損金算入できる役員報酬で分配する方が、給与所得控除等の存在により、全体として節税ができて有利である。

このような構造があるため、非上場会社の相続においては、後継者に株式を集中して保有させる必要があるといえる。他方、その株式には換金性がないにもかかわらず、高額な相続税が課されるので、均分相続を前提とする現行法制度上、どうしてもバランスの悪い分割となってしまう、資金不足や相続人間のトラブルといった問題が惹起されることになる。

3 相続税等税制改正の動向と事業承継に与える影響

平成23年度の税制改正では相続税の増税案⁽⁴⁾が大きく打ち出され、多くの人が相続に関心を持つようになったところであるが、将来的には、この増税案が成立することが確実であると考えられる。

相続税改正案は、①基礎控除を現行の6割にまで縮小して広く相続税を課税する、②税率の上限をあげ、最富裕層の課税を強化する、③生命保険金の優遇措置を縮小する、というものである。

また、贈与税の改正案は、①相続税の課税強化に合わせて一般的な暦年贈与は強化する、②20歳以上の子や孫への暦年課税を緩和し、若年世代への贈与を促進する、③相続時精算課税贈与についても適用対象者を拡大し、若年世代への贈与を促進する、というものである。

これから、相続税改正の要点は、国策としての相続税強化・贈与税優遇であると考えられる。すなわち、死亡時まで財産を保有したままだと相続税課税を強化するが、生前に若年世代に財産を贈与により移転すれば優遇するというものである。

この相続税の課税強化によって、相続税の課税対象者が激増すると見込まれており、人数で現在の4万人から将来的には7万人程度まで増加するといわれている。

また、基礎控除が縮小された上、平成22年

度の税制改正で「小規模宅地の評価減の特例」の適用範囲が縮小されたことにより、第2次相続の税額が相当増加することが確実であり、今後の相続税実務では、今まで以上に、1次2次通算の相続税負担を常に考慮する必要があるがでてくる。

以上を踏まえ、相続税増税時代で事業承継がどうなるかを考えてみると以下のとおりとなる。

まず、事業承継で困る人が増加すると考えられる。納税資金不足や不均等分割によるトラブルが生ずるのは、相続財産のなかで非上場株式の占める割合が高いことが原因であるが、その割合は財産規模の大小と関係がないため、今後激増する相続税の課税対象者の相当程度が、今まで相続税を意識してこなかったこともあり、自社株の承継方法や納税資金について悩む可能性が大きいと思われる。1次相続では配偶者の特別控除を精一杯活用して何とかしのいだとしても、第2次相続では、株式の承継者にかかりの税負担がのしかかることが予想される。

また、法人税の税率の引下げがなされるため、給与所得控除の大幅縮小という個人課税強化の動向と併せて考えると、資産を法人で所有するメリットが再び注目されるので、会社には利益が留保される傾向が強くなり、そのため株価が高くなると考えられる。

さらに、生前贈与が注目され、孫や子への自社株の贈与が増加すると考えられる。

4 改正の影響を踏まえた事業承継実務の進め方

円滑な事業承継のため、上述した事業承継の問題点をクリアするために何をすべきかを簡単に整理すると、次のとおりとなる。

- ① 会社の経営権を後継者に確実に承継させる
- ② 争いのない相続ができるようにする

- ③ 納税資金に困らない承継とする
- ④ できるだけ納税額を少なくする

これらを実現するためどのような手順で事業承継を進めるか、一般的な過程に従って、各種対策の効果、手法、留意点について説明する。

① 現状分析

事業承継対策を開始するにあたって、まず、現状の把握と分析を行う。おおよその財産額を聞き取り等で調査し、「1次相続+2次相続」合計の相続税額がいくらくらいになるのか、保有金融資産で納税をまかなえるか、他の相続人の不平や不満が生じない分割ができるかを把握し、問題点を抽出する。

② 自社株対策の実行

現状分析の結果、問題点が明らかになれば、その対策を考えることになるが、多くの場合、自社株式の評価額が大きいことがすべての問題に直接・間接に関係することから、節税策としての自社株対策を最初に検討する。

しかし、このことはまず便宜的に自社株対策の検討を行うということを意味するだけであって、それを最優先にすることではない。自社株式の評価額が小さい（たとえばゼロ円であったとする）と、納税額が少なくなり、納税資金にも困らず、円満な分割もでき、結果として経営権の承継もスムーズに完了することは自明であるが、逆は真ではない。すなわち、自社株式の評価額を下げるために過度な対策を行うと、経営権の承継が難しくなったり、争族や資金繰り難になったりすることがありうる。したがって、自社株対策を最初に検討するものの、他の目的との関係で不都合が生じないかをあわせて考察しなければならない。

相続税は、課税遺産総額を基礎としてその一定の割合で計算されるため、節税するため

には、課税遺産総額を減少させる必要がある。遺産額の中に含まれる自社株式の相続税評価額は、「自社株式の1株あたりの評価額」×「自社株式の数量」で算出されるため、①自社株式の評価減対策と②自社株式の数量減少対策の両方を検討することになる。この二つを一般に自社株式対策という。

1 自社株式の評価減対策（いわゆる株価対策）

自社株式の評価方法は、相続税の財産評価基本通達（以下、「評基通」という）に詳細に定められているため、評基通にしたがって自社株式を評価し、どのような要素がどう取り込まれて評価額が算定されているか分析を行う。高い評価額が算定された場合には、その原因を調べて、各種の対策を行うが、その詳細は本特集の他の論考を参照されたい。

2 自社株式の数量減少対策

一般に株式を多くの人に分散して経営者の保有する株式を減らすと、遺産総額が減少するため、相続税は減少する。たとえば、評基通上有利な評価方法である「特例の評価方法（＝配当還元方式）」による低い評価額ですべての株式を同族株主以外の第三者に贈与すれば、自社株式に係る相続税はゼロになる。しかし、これでは会社の経営権を手放すこととなってしまい、事業を承継するという目的からは本末転倒の結果を招く。

では、経営権を確保するためには、どれくらいの割合の株式を後継者に承継させればよいのか。通常は、株主総会で普通決議を支配できる50%以上が一つの目安になると考えられているが、より万全を期すためには、特別決議を握れる66.7%以上（＝3分の2以上）の株式を承継させるべきだと考えられる。

つまり、株式の33.3%までは、他に分散して課税遺産からはずすことが税務上有利となるのだが、全くの第三者への移転ではなく、協力関係が期待できる兄弟姉妹や甥姪など、一定の範囲の親族内で分散することも同じ効

果が得られるゆえ、対策としては有効だと考えられる。

このため、経営に関与する予定がない一定の親族に株式を分散させる事例がよく見られるが、最近の議論では、現時点で協力的な親族であっても、家族関係の変化から互いの関係が悪化することもあるし、そうでなくても数度の相続を重ねることで次世代以降のより疎遠な親族に株式が移り、株主としての権利のみが主張されるという事態も予想されるなど、将来の不確実性が強く意識され、会社経営に携わる予定のない親族への分散対策においては、紛争の種をまくというデメリットの方が節税というメリットよりも大きいのではないかと考えられるようになっている。

この考えからは、会社の経営者又はその後継者は、会社の議決権をできるだけ100%近くまで保有することが望ましいということになり、株主構成の現状分析を行った結果、自社株式が分散している場合には、まず、散在する株式を経営者又は後継者に再度集中させることが必要となる。

(1) 分散株式再集中化対策

分散している株式を再度集中させるためには次の制度の活用を検討する。

(a) 他の株主からの買取り

現経営者が他の株主から自社株式を買取ると、自社株式を再集中させることができるが、通常その買取価格は原則的評価方式となって高額となり、多額の資金が必要となる点が障害となる。

(b) 経営者への新株発行

会社が現経営者に対して新株発行増資（会社199）を行い、相対的に他の株主の持株比率を薄めることも可能である。しかし、新株発行には株主総会で3分の2以上の特別決議が必要であり、また、経営者に多額の増資資金の手当てがいるなど、ハードルは高い。

(c) 金庫株による買取り

発行会社が他の株主から株式を買取る（＝金庫株）ことで、経営者への株式の集中が可能となる。ただ、会社による自社株式の取得については、特別決議が必要とされる他、会社法上の取得財源規制や、売却する株主へのみなし配当課税もあり、注意を要する。

(d) 取得条項付株式（会社107①三、108①六）

取得条項付株式とは、株式会社がその株主の同意なく、一定の事由が生じたことを条件に、その有する株式を取得できる内容の株式をいい、これにより、発行会社が他の株主から株式を取得することができるため、株式の集中が図れる。ただし、発行済普通株式に取得条項をつけるには株主全員の同意が必要であり、實際上実行することは困難である。

(e) 全部取得条項付種類株式（会社108①七）

全部取得条項付種類株式とは、複数の種類株を発行する株式会社において、そのうち1種類の株式の全部を株主総会の特別決議を以て取得することができると定款に定めのある種類株のことをいう。特別決議による定款変更で種類株式発行会社とした後、発行済株式全部に取得条項を付けた上で、普通株式を経営者にのみに発行し、全部取得条項付種類株式につき対価を支払って取得する手法で、少数株主を排除することが可能になる。しかし、この決議には特別決議が必要となる他、反対株主には株式買取り請求権が認められる。買取対価で合意できない場合には裁判所が決定し、さらに、取得財源規制や買取資金の調達の問題もあり、その実行は非常に難しい。

(2) 株式移転対策

株式の再集中化が不必要な場合には、現経営者が保有する株式を減らす手法を検討する。

会社によって状況は様々であるが、（推定）相続人である後継者及びその子孫のみに

対して株式を移転する場合と、節税を優先させて一定割合の株数だけは他の協力的な親族や外部の者に株を移す場合の二つが想定される。

現経営者から株式を移転させる手法には、売買、生前贈与、遺言、死因贈与、遺産分割などがあるが、通常の遺産分割だと、均分相続の建前や遺留分の存在により、後継者に自社株を集中させることが非常に困難になるので、経営者が、事前に遺産分割以外の方法で、その配分方法を決めておくほうがよい。

また、誰がどういう属性の人に株式を移転するのかによって、所得税法・法人税法・相続税法（評基通）、上の時価が異なり、「みなし譲渡」や「みなし贈与」などそれぞれの課税関係が生ずるので注意が必要である。

なお、その際、評価が下がるタイミングで自社株式の譲渡や贈与を行うことが通常なので、常に①の自社株式の評価減対策（いわゆる株価対策）を意識することが大切となる。

株式移転対策における最も重要なポイントは、争族防止策を念頭に置きつつ議決権を後継者に集中させることを常に意識して対策を行うことである。そこで、以下、議決権を後継者に集中させる手法を説明する。

(a) 遺留分の事前放棄

生前贈与や遺言・遺産分割により後継者に株式を集中させようとする場合にネックになるのが遺留分である。

遺留分とは、一定の相続人のために、法律上必ず残しておかなければならない遺産の一定部分をいう。したがって、後継者に自社株式を集中させるにしても、非後継者である他の相続人の遺留分を侵してまで取得させることはできない。

民法では、遺留分を有する相続人は、被相続人の生前に自分の遺留分を放棄することができるので、非後継者が納得すれば、経営権確保のための非常に有効な手段となる。その手続は、家庭裁判所に申し出て認

められることであるが、この家庭裁判所の手続はかなり厳格に運用されていて、簡単には認めてもらえない。

(b) 経営承継円滑化法における民法特例

上記の問題に対処し、現行の遺留分の事前放棄の制度の限界を補う制度として、経営承継円滑化法に「遺留分に関する民法の特例」がある。この特例によれば、経営者から後継者に生前贈与された自社株式について、①遺留分算定基礎財産から除外すること（除外合意）、②基礎財産に算入する際の価額を固定すること（固定合意）、ができる。

適用要件は、後継者を含む現経営者の推定相続人全員の合意、経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可等である。

現経営者が生存中で影響力を保持しているときに、この民法特例を使うなどで、非後継者に遺留分を処分させることができれば、非常に効果的な対策になる。

(c) 株式譲渡制限会社

現在の株主構成を前提として、今以上に株式が分散することを予防するために有効な制度が会社法の株式の譲渡制限である。株式は他人への譲渡が可能であることが原則とされているが、その例外の一つとして、定款により株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定めることができる。この定めにより、自社株式の分散を相当程度防ぐことができるが、この制度を導入する定款変更のためには、株主総会の特殊決議（＝総株主の人数の半数以上で、かつ、総株主の議決権の3分の2以上の賛成）が必要になる。

(d) 相続人等に対する売渡請求

定款に株式の譲渡制限規定があっても、相続や合併という一般承継による取得には適用されないため、株主の相続発生などによる分散を防ぐ必要があるときは、定款を変更して、株式を相続した株主に対して会

社がその売渡しを請求できるようにしておく制度がある。この場合には、後述のように、一定の要件を満たせば、みなし配当課税が行われず、通常の譲渡所得課税が課されるため、請求を受けた相続人にとっては有利な課税関係とされている。

定款変更と都度の売渡請求には、それぞれ株主総会の特別決議が必要であり、財源規制もある。

なお、経営者が死亡して自社株式を後継者が相続した場合にも、会社から売渡請求がなされる可能性があり、この場合、売渡請求をうける後継者は利害関係人として議決に参加できず、結果として後継者が会社から排除されてしまうリスクがあるので、少数株主のみが請求の対象となる旨の定めを導入⁽⁵⁾するなどの注意が必要である。

(e) 種類株式の活用

会社の経営権の確保には議決権を押さえる必要があるが、会社法上、株式の他の権利と議決権を分離することが可能であり、その制度が種類株制度である。具体的には次のような種類株式制度を導入して、議決権や会社の実質的支配権を後継者に集中させることができる。

(i) 議決権制限株式（会社108①三）

議決権制限株式とは、株主総会での議決権が制限された株式をいい、無議決権株式がその典型である。現経営者が、後継者には議決権のある普通株式を、他の相続人には無議決権株式を取得させることにより、経営権を後継者に持たせることが可能になる。

(ii) 拒否権付種類株式（黄金株）（会社108①八）

拒否権付種類株式とは、特定の事項について、株主総会の決議の他にその種類株式を保有する株主による種類株主総会の承認決議が必要となる株式をいう。現

経営者が後継者に株式を譲りながら後継者の暴走が不安な場合には、この株式を保有することにより、後継者の経営に対して拒否権をもち、限界はあるものの実質的な一定の支配を行うことができる。

なお、無議決権株式と拒否権付種類株式に関しては、国税庁がその評価方法を明らかにしている⁽⁶⁾ので、それに従うことが必要である。

(f) 信託の活用

株式から議決権だけを切り離すことは、会社法上種類株式制度以外では不可能であるが、信託を使えばそれが可能になる⁽⁷⁾。

具体的には、自社株式を信託し、受託者に対する議決権行使の指図権を後継者に付与するものである。非公開会社の場合、この付与は他の相続人の信託受益権の割合（＝株式の割合）に左右されることなく、任意の割合（100%でも可）で良いこととされているため、議決権だけを後継者に集中することができるので便利である。

(g) 従業員持株会・公益法人・投資育成会社の活用

後継者に議決権を実質的に集中させるためには、事実上、経営者の意思決定に追随し経営者の思惑どおりに議決権を行使させることが可能である第三者（いわゆる安定株主）に普通株式をもたせることも有用である。そのような者には、従業員持株会・公益法人・投資育成会社があり、これらは私法上も税務上も独立した第三者として取り扱われていながら、事実上、議決権の行使は経営者に従うこととされていて、安定株主になりうるものである。

したがって、これらに普通株式を持たせれば、株式の分散と議決権の集中が同時に図れるが、各々についてメリット・デメリットがあるため、詳細な事前の検討が必要である。

③ 納税資金対策

相続税納税資金が不足する主たる理由は、被相続人の財産の中に、換金可能性が低く、評価額の高い自社株式などが含まれていながら、金融資産などを保有していない場合である。これまでの対策の結果、想定される納税資金に金融資産の不足がなければ特に検討を要しないが、そうでなければ事前の準備が必要である。

一般的な納税資金対策としては、生命保険の活用、役員退職金制度の活用、不動産の売却などであるが、下記のような有利な「相続により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税の特例」や延納や物納制度もあるので活用の可能性を視野に入れておく。

(a) 譲渡対価の全額を譲渡所得の収入金額とする特例

個人が株式をその発行会社に譲渡した場合、原則としては、みなし配当課税が課されるが、相続により取得した株式を申告期限から3年以内に金庫株として発行会社に譲渡した場合には、みなし配当課税は行われず、自社から受け取る売却代金金額が株式の譲渡所得に係る収入金額とされ、通常の譲渡所得課税がなされる有利な取扱いになっている。

(b) 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例

(a)の場合の非上場株式の譲渡所得の計算においては、非上場株式に係る評価額に対応する相続税額の金額を取得費に加算して収入金額から控除することができる。

これらの特例により、株式売却時の譲渡所得が圧縮されて節税になり、資金効率を上げることが可能になるため有利である。

(c) 延納と物納

相続税は、金銭で一時に納付することが原則であるが、納税資金が不足している場合で一定の要件を満たすときには、延納や物納が認められる。

延納とは、相続税額が10万円を超え、金銭で納付することを困難とする事由がある場合に、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供することにより、年賦で納付することができる制度をいう。

また物納とは、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合に、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として一定の相続財産による納付ができる制度をいう。

平成18年度の税制改正により、非上場株式の物納の可能性が広がった。また、物納後、自社株式を会社が財務省から買い取ることもできる。これらから、物納には、後継者の資金不足をカバーしながら議決権の集中を図るという効果が見込まれるため、会社に資金力がある場合には有効な手法である。

ただし、昨今、金銭納付困難理由の吟味が厳しくなっており、また、自社株式が物納適格となる要件が詳細に定められているため、その要件を満たす対策が必要になるなど、ある程度の事前準備が必要とされる点に注意したい。

④ 経営承継円滑化法における納税猶予制度適用の検討

以上の各対策を事業承継対策として進めていくが、平成21年度に創設された下記のような有利な納税猶予特例もあるので、この特例が適用できる場合には、それを前提に各対策を見直すことも有用である。

1 非上場株式に係る相続税の80%納税猶予制度

この制度は、一定の要件を満たす場合、相続等により後継者が取得した非上場株式の課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されるものである。

2 非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度

この制度は、一定の要件を満たす場合、贈与により後継者が取得した非上場株式に対応する贈与税の納税が猶予されるものである。

これら納税猶予特例の詳細については、本特集の別稿をご参照いただきたいが、この特例の適用が可能であれば、事業承継のほとんどの問題点が解決され、後継者は資金負担に追われることもなく、安心して事業に専念できることになるので、是非とも特例の適用を検討したい。

ま と め

税制改正の方向性次第ではあるが、「相続税課税強化」に対して「贈与税課税優遇」、「個人課税強化」に対して「法人課税優遇」という動向がかなりの確度で見込まれる現時点においては、今後、個人が法人を利用した節税により利益を留保する傾向が強まると同時に次世代の後継者に贈与により株式を移転させる傾向が加速すると予想される。

したがって、今後の自社株対策では、次のことに留意して計画を策定し実行する必要があると考えられる。

- ① 今まで相続を意識しなかった中小零細オーナーの相続でも相続トラブルが発生する可能性が大きいため現状分析が重要になる。その際には、1次相続だけでなく2次相続まで相続税を試算して納税資金が確保されているかを常に意識する。株価が低い場合でも、会社に対して多額の貸付債権（会社から見ると役員借入金）を有しているケースも多々見られるので、注意が必要である。
- ② 節税対策を優先して将来の紛争発生の可能性を高める対策を行わない、すなわち株式の分散を避けできるだけ後継者に集中させる対策を実行する。

- ③ 長期間にわたる贈与の有効性に着目し早期の実行を検討する。具体的には、株式評価減対策を計画し株価の将来推移を予想しながら、有利なタイミングでの暦年贈与や相続時精算課税贈与などを検討する。
- ④ 納税猶予特例などの事業承継税制の適用が可能であれば相当有利な節税が可能となるので主要な選択肢の一つとして検討する。

(注)

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構「事業承継実態調査報告書 平成23年3月」28頁
- (2) 前掲注①・36頁
- (3) たとえば、「特集・相続が7万社を潰す～増税地獄から会社を守れ」日経ビジネス2010年4月5日号18頁以下では、相続税が事業承継の壁になった例は枚挙に暇がなく、相続税が会社を壊す旨を指摘している。
- (4) ただし、東日本大震災の復興財源を賄うための臨時増税を盛り込んだ「復興財源確保法案」等の修正案においてH23年の相続税の増税法案は削除されており、平成23年11月30日に国会でそのまま可決・成立したため、当面の相続税の増税はなくなった。
- (5) 齋藤孝一『特別利害関係人の議決権排除：会社法175条2項「株式の相続人等に対する売渡請求を決定する株主総会決議における議決権排除」にかかる問題とその解決策』NUCB journal of economics and information science 54(2)・2010年・68頁
- (6) 国税庁・資産評価企画官情報第1号など「種類株式の評価について（情報）」（平成19年3月9日）参照。
- (7) 信託を用いた事業承継については、中小企業庁の信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会が「中間整理～信託を活用した中小企業の事業承継の円滑化に向けて～」を平成20年9月に公表しており、その中で、①遺言代用信託、②他益信託、③後継ぎ遺贈型受益者連続信託、の三つを利用した事業承継スキームを明らかにしているため、参照されたい。